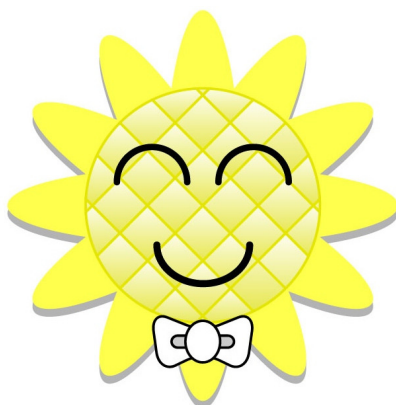


# 住居確保給付金のしおり

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方へ  
～住居確保給付金のご案内～



(市花：ひまわり)

小野市役所 社会福祉課社会福祉係

〒675-1380 小野市王子町 806 番地の 1

TEL 0794-63-1011

## 住居確保給付金とは

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方を対象として、一定期間、住宅費を支給するとともに、就職へ向けた就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○ 支給額：下記①を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く。）を支給。ただし、世帯の収入が一定額以上の場合は、②の式により算出した額を支給（100 円未満切上）。

① 上限額… 単身世帯：32,300円    2人世帯：39,000円  
3人～5人世帯：42,000円

② 世帯の収入が一定額以上の場合の支給額…

支給額＝家賃額（①の額が上限）－（月の世帯の収入合計額－基準額※）

※基準額は、世帯の人数に応じ、次の表のとおり。6人以上の世帯の基準額は、必要に応じ、お問い合わせください

世帯人数	基準額
1人	78,000円
2人	115,000円
3人	140,000円
4人	175,000円
5人	209,000円

○ 支給期間：3ヶ月を限度に、最大9ヶ月まで延長できる場合があります。

○ 支給方法：住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込みます。

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること。
- ③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	収入基準額
1人	78,000円
2人	115,000円
3人	140,000円
4人	175,000円
5人	209,000円

左記の額＋家賃額（ただし、家賃額は、単身世帯は32,300円、2人世帯は39,000円、3人～5人世帯は42,000円が上限）

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産(預貯金および現金)の合計額が次の金額以下であること。

○ 単身世帯	：	468,000円
○ 2人世帯	：	690,000円
○ 3人世帯以上	：	840,000円
○ 4人世帯以上	：	1000,000円以下

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)等及び地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付(住宅支援給付)等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書【市役所社会福祉課で配布します】

- ② 住居確保給付金申請時確認書【①と一緒に市役所社会福祉課で配布します】

- ③ 本人確認書類【次のいずれかをお持ちください】

- ・運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し

- ④ 離職関係書類

- ・離職後2年以内の者であることが確認できる書類(離職票等)の写し  
(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類)

- ⑤ 収入関係書類

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一にしている者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し  
※給与明細書(直近3ヶ月分)、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳)

- ⑥ 預貯金関係書類

- ・申請者及び同一世帯に居住し、生計を一にしている者の金融機関の通帳等の写し

## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

(※ただし、社会福祉協議会の審査があります。)

◇小野市社会福祉協議会(福祉総合支援センター内)に「生活福祉資金（総合支援資金）」担当窓口が設置されています。

### ◆生活福祉資金（総合支援資金）とは

自らの就労収入によって6ヶ月以上生計を維持しており、その仕事を離職または減収となつてから2年以内の65歳未満の方を対象とします。資金貸付を行うことで自立した生活を営めること、他の公的給付または公的な貸付を受けることができないこと、等の貸付条件があります。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
  - 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
  - 3) 一時生活再建費：60万円以内
- ※貸付利子：年1.5%（ただし連帯保証人を立てる場合は無利子）

## 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であつて、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金貸付」制度があります。

(※ただし、社会福祉協議会の審査があります。)

### ◆臨時特例つなぎ資金貸付とは

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付を行います。

(10万円以内) ※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

# 住居確保給付金の申請から決定まで

## <住宅を喪失している方の場合>

### 1 申請

- 申請書に必要書類（P3参照）を添えて、市役所社会福祉課に提出します。（原則として、「新たに確保しようとする住居の所在地の市役所」への申請となります。）
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、臨時特例つなぎ資金（上記参照）の借入れ申込みを行うことができます。（※社会福祉協議会の審査があります。）

### 2 求職申込み

- ハローワークにて求職申込みを行っていただき、求職受付票（ハローワークカード）の写しを市役所社会福祉課に提出します。

### 3 住宅確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。家賃額（管理費・共益費を除く。）が住居確保給付金の上限額以内（P2参照）の住宅に限ります。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

### 4 住居確保給付金の審査

- 申請内容が適正であると判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が市役所社会福祉課より交付されます。
- 支給が認められないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に賃貸借契約を締結できない旨を連絡していただきます。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」、「常用就職届」の用紙が配布されます。  
※敷金、礼金等の初期費用の捻出が困難な方、住居確保給付金受給中の生活費にお困りの方は、P.4を参照。

### 5 賃貸借契約

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結していただきます。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示していただきます。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原

則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。

- なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約と考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約とする不動産業者等もあると考えられます。
- 社会福祉協議会の総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市役所社会福祉課に提出していただきます。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が業者に振り込まれます。その時点をもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、業者との間で入居に関する手続きを行っていただきます。

## 6 住宅入居後

- 住宅入居後7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、「住宅確保報告書」を市役所社会福祉課に提出します。

## 7 支給の決定

- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。また、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを不動産業者等に対して、市役所社会福祉課から提出します

## 8 支給開始

- 入居に際して初期費用として支払いを要した月分の賃料の翌月以降分から支給します。

## <住宅を喪失するおそれのある方の場合>

### 1 申請

- 添付書類を添えて、申請書を市役所社会福祉課に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。

### 2 求職申込み

- ハローワークにて求職申込みを行っていただき、求職受付票（ハローワークカード）の写しを市役所社会福祉課に提出します。

### 3 貸主との調整

- 貸主又は貸主から委託を受けた事業者から「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受け、賃貸借契約書の写しを添付のうえ市役所社会福祉課に提出していただきます。

### 4 住居確保給付金の審査、支給決定

- 審査の結果、申請内容が適正であると認められる場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が市役所社会福祉課で交付されます。
- 「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- 支給が認められた場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されますので、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市役所社会福祉課より不動産媒介業者等に通知します。
- 支給が認められないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産媒介業者等に不支給となった旨を市役所社会福祉課より通知します。

※住居確保給付金期間中の生活費が必要な方は、P.4を参照。

## 住居確保給付金受給中の留意事項

### <義務>

- 支給期間中は、市役所社会福祉課が策定する支援プランに基づき、ハローワークの利用、市役所社会福祉課の就労支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます(給付金支給の延長の要件にもなります)。
- 月2回以上、ハローワークへ出向いて職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者からの確認印を受け、職業相談内容を自ら記入していただきます。
- 週1回(月4回)以上、求人先へ応募又は求人先の面接を受け、その就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入していただきます。
- 月4回以上、市役所社会福祉課の就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、求人先への応募又は求人先の面接等の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入し、報告していただきます。

### <常用就職した場合は届出が必要です>

- 給付金決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は、「常用就職届」を市役所社会福祉課へ提出します。
- 当該書類及び添付書類により、支給中止となる中止基準額を超える収入が得られた場合には、中止基準額を超える収入が得られた月の翌々月分以降の家賃から給付金の支給が中止されます。

### <支給額を変更できる場合があります>

- 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
  - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額(P2参照)以下に至った場合
- 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、市役所社会福祉課にお越しください。

### <住宅確保給付金を中止する場合があります>

- 毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上の市役所社会福祉課の支援員による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- 市役所社会福祉課が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額(P2の収入基準額)を超えた場合は、その収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- 住宅を退去した者(大家からの要請の場合、市役所社会福祉課の指示による場合を除く。)については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。



- 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- 受給者及び受給者同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

#### <住宅確保給付金を徴収する場合があります>

- 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

#### **資産、収入の状況等を調査することがあります**

- 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。